

施設経営者と顧問弁護士のみなさまへ

転倒事故の防止可能性(確率)を実験によって科学的に実証

— 裁判で無過失立証の証拠に —

■「職員が注意義務を怠った」として過失認定

介護職員が歩行介助中に利用者が転倒骨折して、過失をめぐって裁判になったとします。裁判所はどのように判断するのでしょうか？多くの裁判所は「転倒は予見可能であり、介護職員は転倒事故を回避すべき義務があったのにこれを怠った」として、施設側の過失を認定するでしょう。しかし、歩行中に突然利用者がふらついた時に、近くに居た職員が転倒事故を防げるのか、回避可能性は全く検証されていません。「介護職員が近くに居れば転倒事故は防げるはず」という非科学的な根拠で判断されているのです。

私たち株式会社安全な介護では、歩行介助中や見守り中の転倒事故など、介護職員が近くに居るような転倒事故で、どれくらいの確率で転倒を防げるのか、裁判などで施設側の無過失を主張するための実証実験を行いました。本実証実験では、不意にふらついて転倒しそうになる利用者を介護職員が支えようとした時に、どれくらいの確率で転倒を防げるのか、転倒防止の可能性を科学的に実証しました。本データを裁判で証拠として活用すれば、「介護職員がすぐそばに居たのであるから事故は容易に防げた」という主張に対して、「その転び方では転倒防止の可能性は20%しかないから過失ではない」と科学的根拠によって反論できます。

職員が近くに居ても転倒事故が防げないことを実証！

《1》歩行介助中の転倒防止実験

歩行介助中に利用者が突然転倒した場合、すぐそばに付き添っている介護職員がどれくらいの確率で転倒を防げるのかを実験しました。転倒の仕方(転び方)は、“ふらつき” “つまづき” “膝折れ” の3種類で転倒防止の成功・失敗を記録。“ふらつき”による転倒では、比較的転倒を防止しやすいの比べ、“膝折れ”による転倒では、防止成功率はゼロでした。



“膝折れ”の転倒では防止可能性がゼロ

《2》見守り中の転倒防止実験

認知症の利用者が車椅子から突然立ち上がり転倒した場合、近くで見守っている職員がどれくらいの確率で転倒を防げるのかを実験しました。利用者との距離は1.5mと3.0mと変え、転び方は“すぐ転ぶ”と“一步踏み込んで転ぶ”の2種類を試しました。“一步踏み込んで転ぶ”というケースに比べ、“すぐ転ぶ”という転倒は防止が難しく、全く防げませんでした。



“すぐ転ぶ”と転倒は全く防げない

転倒事故防止可能性実証実験のデータを提供します！

■実証実験レポート(抜粋)をご覧ください、裁判や賠償トラブルなどでご活用されたい方は、正式なレポートと実験の全動画データをセットで提供しますのでご相談下さい。(s-yamada@anzen-kaigo.com)